



月額顧問料

人数 (役員含む)	社会保険のみ			労働保険のみ			社会保険+労働保険			プラチナプラン
	A	B	C	A	B	C	A+A	B+B	C+C	
4人以下	7,500	10,000	12,500	7,500	10,000	12,500	15,000	20,000	25,000	35,000
5人以上9人以下	10,000	12,500	17,500	10,000	12,500	17,500	20,000	25,000	35,000	50,000
10人以上14人以下	—	15,000	20,000	—	15,000	20,000	—	30,000	40,000	70,000
15人以上19人以下	—	17,500	22,500	—	17,500	22,500	—	35,000	45,000	90,000
20人以上29人以下	—	20,000	25,000	—	20,000	25,000	—	40,000	50,000	100,000
30人以上39人以下	—	22,500	27,500	—	22,500	27,500	—	45,000	55,000	110,000
40人以上49人以下	—	25,000	30,000	—	25,000	30,000	—	50,000	60,000	120,000
50人以上～	個別相談			個別相談			個別相談			個別相談

- ・上記料金表は税理士業務契約をいただいたお客様への割引後の料金となっております。
- ・月額報酬には、労働保険概算・確定保険料申告、社会保険算定基礎届、資格取得届、資格喪失届を含んだ料金となっております。
- ・なお、中途解約をされるお客さまで、労働保険概算確定申告、社会保険算定基礎届の手続を開始している場合には、各手続ごとに顧問料の2か月分の手続料金を別途頂戴いたします。
- ・顧問料の基準は、6ヶ月おきに入退社の状況に合わせて見直しさせていただきます。
- ・契約は4月から翌年3月までの年度契約をいただきます。

労働保険・社会保険の新規適用・36協定

加入手続	報酬内容	基本料金	追加料金 (1人追加に付)
労災保険・雇用保険加入手続き (加入後月次契約あり)	5人未満	40,000	—
	10人未満	50,000	—
	20人未満	60,000	—
	20人以上	60,000	1,000
健康保険・厚生年金保険加入手続き (加入後月次契約あり)	5人未満	40,000	—
	10人未満	50,000	—
	20人未満	60,000	—
	20人以上	60,000	1,000

36協定

1事業所につき20,000円～

労働契約書作成

1通2,000円～

※従業員が1名以上いる場合には、36協定の手続が必要となります。

その他保険給付等手続き

－労働者災害補償保険給付請求

業務災害に関する保険給付、通勤災害に関する保険給付

－雇用継続給付請求

高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付

－健康保険給付請求

療養費支給申請、限度額適用認定申請、高額療養費支給申請、傷病手当金支給申請、出産育児一時金支給申請、出産手当金

－助成金の申請

など、上記各種申請、請求業務のほか住所変更などの変更手続き業務も行っておりますのでご相談ください。

